

議案第14号

松阪市営住宅管理運営事業基金条例の制定について

松阪市営住宅管理運営事業基金条例を次のように制定する。

令和4年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市営住宅管理運営事業基金条例

(設置)

第1条 市営住宅入居者の住環境の改善に向け、次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の財源に充てるため、松阪市営住宅管理運営事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 老朽化した市営住宅からの住替えに要する費用
- (2) 市営住宅の用に供するため借り上げる民間賃貸住宅の借上げ料
- (3) 市営住宅の集約化に要する費用
- (4) 市営住宅建設に要する費用
- (5) その他市営住宅の長寿命化を図るための費用

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、松阪市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に定める事業に充当する場合に限り、予算の定めるところによりその一部又は全部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。